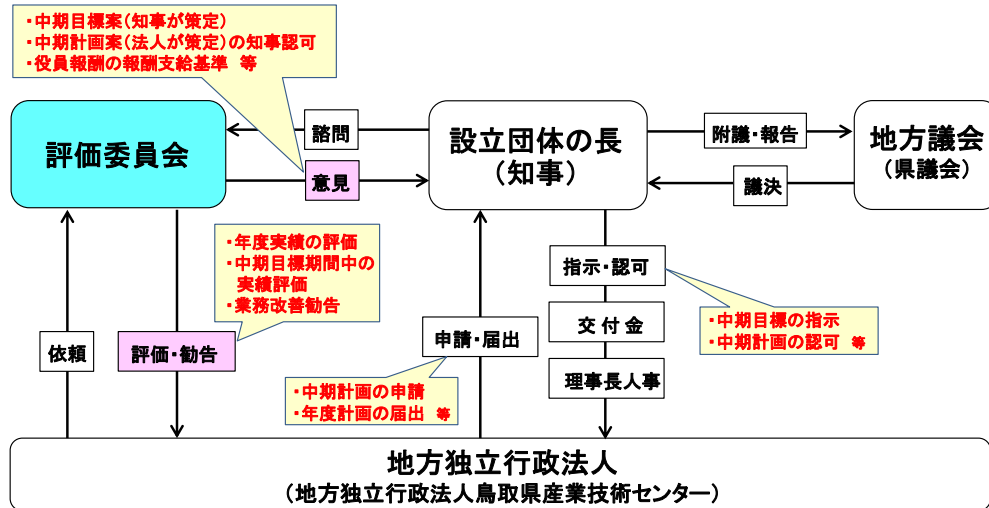


## 地方独立行政法人制度について

### 1 地方独立行政法人とは

3～5年の中期目標、中期計画により計画的に業務を遂行し、遂行状況を第三者機関である評価委員会が評価、勧告するとともに、評価に基づき、中期目標期間終了時に、組織・業務の全般的な見直しを行う、PDCAサイクルに基づき、自主的に事業を実施する法人である。



### 2 地方独立行政法人の対象業務

#### ○地方独立行政法人に関する基本的考え方（地独法第2条）

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせること。

#### ○対象範囲（地独法第21条）

- ①試験研究機関
- ②公立大学の設置管理
- ③地方公営事業（病院、水道、電気等）
- ④社会福祉事業
- ⑤公共的な施設の設置管理（介護老人保健施設、会議場・展示等施設、博物館、美術館等）

### 3 地方独立行政法人の職員身分の類型（地独法第2条）

**公務員型（特定地方独立行政法人）**（鳥取県、岩手県、山口県など）

業務の停滞が住民生活等に支障又は業務への中立・公正性を要件として、役員及び職員に地方公務員の身分を付与。

**非公務員型（一般地方独立行政法人）**（東京都、北海道、大阪府など）

公立大学のほか、上記以外の地方独立行政法人。

### 4 鳥取県産業技術センターの概要

- (1) 設立日 平成19年4月1日
- (2) 組織体制 (鳥取施設) 本部、電子・有機素材研究所  
(米子施設) 機械素材研究所  
(境港施設) 食品開発研究所
- (3) 役職員数(現員) 役員 5名 …理事長1(常勤)、理事3(常勤1、非常勤2)、監事1(非常勤)  
職員 51名(うち1名は理事を兼務)  
※交付金算定上の役職員定数… 役員6名、職員52名(計 58名)

## 評価委員会制度の概要

### 1 設置根拠

- 「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という）」第 11 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の附属機関として設置
- 評価委員会の組織及び委員など必要事項は、「鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成 18 年鳥取県条例第 61 号。以下「条例」という）」で規定

### 2 委員会の概要（条例に規定）

#### （1）組 織

- （委員数） ・ 5 人以内（地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者の中から知事が任命）
  - ・ 特別の事項を調査審議させるため、別途臨時委員を置くことができる
- （委員任期） 2 年（再任可）
- （委員長） 委員の互選により選出

#### （2）議 事

- 委員長が招集
- 開会には過半数の委員の出席が必要
- 出席委員の過半数で議決

### 3 委員名簿

任期：H27. 5. 1～H29. 4. 30（2年間）

（敬称略、五十音順）

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員	岡空 京子	千代むすび酒造株式会社	専務取締役	新任
委員	河田 康志	鳥取大学	工学部長	〃
委員	佐藤 千恵	有限会社ビズテック	代表取締役社長	〃
委員	羽馬 好幸	気高電機株式会社	代表取締役社長	再任
委員	吉田 哲夫	ダイキン工業株式会社	テクノロジー・イノベーションセンター設立準備室 グローバル協創推進担当部長	新任

### 4 主な権限

項目	内 容
法人運営の目標及び計画に対する意見 <b>事前チェック機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事による中期目標の作成・変更の際の意見</li> <li>・ 法人による中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見</li> </ul>
法人業務実績の評価と意見 <b>事後チェック機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価</b></li> <li>・ 業務実績の評価を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告</li> <li>・ 中期目標期間終了後、法人業務の継続の必要性等を知事が検討する際の意見</li> </ul>
法人運営規程に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見</li> </ul>

## 5 年度評価の概要

### (1) 年度評価について

- 各事業年度の業務実績評価は、知事の附属機関である評価委員会が行う。(法第 11 条)
- 事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評定。(法第 28 条第 2 項)
- 具体的な評価の方法は、評価委員会が決定した「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の業務実績評価（年度評価）方針及び方法」（参考資料 4）に定める。

#### 【評価の視点】

- ① 年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した、結果重視の評価を実施するものとする。
- ② 業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより、法人運営の持続的改善を可能とする。

#### 【評価基準】（5段階評価）

5	計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
4	計画を上回る業務が進捗している
3	概ね計画どおりに業務が進捗している
2	計画に対して業務の進捗がやや遅れている
1	計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

### (2) 年度評価の流れ

事項	時期	内容
年度終了	3月末	○年度事業の終了（法人）
実績報告	6月末	○ <u>業務実績報告書、財務諸表、自己評価の提出（法人）</u>
評価	7月 ～8月	○法人からのヒアリング（※評価委員会の開催） ○各委員による書面評価、業務実績報告書の検証 ○最終評価案の作成 ○ <u>評価結果の決定</u> （※評価委員会の開催）
報告・公表	9月	○評価結果の知事報告及び法人への通知 ○財務諸表への意見表明、財務諸表の承認（県） ○ <u>議会報告（評価結果の報告）及び公表（県）</u>

### (3) 評価結果の取扱い

- 5段階評価結果を、後年度の運営費交付金（業務費）におけるインセンティブ（△2%～2%）に反映。（なお、効率化の確保を目的に、運営費交付金（業務費）の毎年度△1%の減額を実行している。）
- 10段階換算評価結果を、翌年度の理事長・理事報酬に反映。
- 評価委員会は、必要に応じて業務運営の改善その他の勧告ができる。

## 6 中期目標期間評価の概要

### (1) 期間評価について

- 中期目標期間評価についても、年度評価と同じく、評価委員会が行う。(法第11条)
- 中期目標期間における中期目標の達成状況の調査及び分析の結果を考慮して、当該中期目標期間における業務の実績の全体について総合的に評定。(法第30条第2項)
- 具体的な評価の方法は、評価委員会が決定した「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）方針及び方法」（参考資料5）に定める。

#### 【評価の視点】

（上記5「年度評価」と同じ）

#### 【評価基準】

（上記5「年度評価」と同じ）

5	中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
4	中期計画を上回る業務が進捗している
3	概ね中期計画どおりに業務が進捗している
2	中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている
1	中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

### (2) 期間評価の流れ

事項	時期	内容
年度終了	3月末	○中期目標期間事業の終了（法人）
実績報告	6月末	○ <u>事業報告書の提出（法人）</u>
評価	7月 ～8月	○法人からのヒアリング（※評価委員会の開催） ○各委員による書面評価、事業報告書の検証 ○最終評価案の作成 ○ <u>評価結果の決定</u> （※評価委員会の開催）
報告・公表	9月	○評価結果について、知事報告及び法人への通知 ○ <u>議会報告（評価結果の報告）及び公表（県）</u>

### (3) 評価結果の取扱い

- 評価委員会は、必要に応じて業務運営の改善その他の勧告ができる。

## 役員給与規定の変更に対する意見聴取について

## 1 意見聴取の根拠

特定地方独立行政法人が、その役員に対する報酬及び退職手当の支給基準を定め、又は、変更したときは、これを県に届け出るとともに、公表しなければならない。(地方独立行政法人法第 48 条第 2 項)

県は、上記の届出があったときは、これを評価委員会に通知し、評価委員会は、これが社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、県に意見を申し出ることができる。(同第 49 条第 2 項)

## 2 規程改正の概要

## (1) 役員給与規程

## ○職員を兼務する役員には、役員報酬を支給しない規定を追加

理事兼センター所長(平成 27 年 4 月 1 日付任命)に対しては、職員給与を支給

## ○理事長の基本俸給の改定

理事長の更新により、県基準職を県部長級の平均から下位層に変更  
(月額 706, 000 円→668, 000 円、△38, 000 円減額)

(参考) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程の一部改正

改正後	改正前
(常勤役員の基本俸給) 第 4 条 常勤役員の基本俸給の額は、次の各号に掲げる月例支給額に 12 を乗じて得た額とする。 <u>ただし、職員を兼務する理事には、支給しないものとし、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)により職員に対する給与を支給する。</u> (1) 理事長 <u>668, 000 円</u>	(常勤役員の基本俸給) 第 4 条 常勤役員の基本俸給の額は、次の各号に掲げる月例支給額に 12 を乗じて得た額とする。  (1) 理事長 <u>706, 000 円</u>

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 役員退職手当規程

## ○職員を兼務する役員には、役員退職手当を支給しない規定を追加

理事兼センター所長(平成 27 年 4 月 1 日付任命)に対しては、職員退職手当を支給

(参考) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員退職手当規程の一部改正

改正後	改正前
(退職手当の支給) 第 2 条 退職手当は、役員(鳥取県を退職した後に役員になった者及び職員(地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員給与規程第 1 条に規定する職員をいう。以下同じ。)を兼務する者を除く。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、地方独立行政法人法第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定により解任されたときには、支給しない。 2 略 3 <u>職員を兼務する役員は、職員を退職した場合に地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員退職手当規程により職員に対する退職手当を支給する。</u>	(退職手当の支給) 第 2 条 退職手当は、役員(鳥取県を退職した後に役員になった者を除く。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、地方独立行政法人法第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定により解任されたときには、支給しない。 2 略

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成27年度 評価委員会業務及びスケジュール

		年度評価	第2期評価	第3期評価	その他
評価委員会 開催日程		H26事業年度に係る 業績評価	第2期中期目標に係る 業績評価	第3期中期目標期間の 評価方法の検討	全体共通事項 等
		・現行評価方針及び方法で、 評価を実施	・現行評価方針及び方法で、 評価を実施	・新評価方針及び方法で、H27年度以 降の業績評価を実施	・評価以外の事項
4月		・日程調整			・評価委員の任命手続
5月	上旬	・開催通知 ・会議資料作成			・委員訪問 (辞令交付、 委員会制度の概要 説明等)
	中旬 ～ 下旬	○H27第1回 (第30回)開催  <b>5/18</b>			≪議題≫ ・新委員長選出 ・役員給与規定の変更に 対する意見聴取 ・第3期中期計画に係る 具体的取組方針、 到達目標等ヒアリング ・27年度計画のヒアリング  ≪その他≫ ・全体スケジュール説明 ・センター現地視察
6月	上旬				
	中旬				
	下旬		(センターH26実績報告書提出)	(センター第2期実績報告書提出)	
7月	上旬	○H27第2回 (第31回)開催  <b>7/9-10</b>	≪議題≫ ・センターヒアリング(H26年度分、第2期分)		≪その他≫ ・センター現地視察 ・企業訪問等
	中旬		≪書面評価≫ ・書面評価の実施(評価委員) ・センターへの質問書作成(評価委員)		
	下旬				
8月	上旬		≪最終評価案作成≫ ・センターへ追加質問・回答(評価委員、事務局⇄セン ター) ・書面評価[最終版]の実施(評価委員)		
	中旬				
	下旬	○H27第3回 (第32回)開催  <b>8/19又は8/26</b>	≪議題≫ ・評価決定(H26年度分、第2期分)	≪議題≫ ・年度評価及び中期目標 期間評価に係る新・評価方針 及び方法の見直しに係る 意見聴取(評価手順、 評価基準、ウエイトづけ等)	≪議題≫ ・剰余金(第2期)の繰越し 承認に係る意見聴取につ いて ・財務諸表の承認に係る 意見聴取について
9月		議会報告	議会報告	・最終案提示(事務局⇒センター)	
10月		○H27第4回 (第33回)開催		≪議題≫ ・新・評価方針及び方法の決定  ※継続審議の必要が あれば、評価委員会 を開催	
11月				・センター通知、説明	
12月					
1月					
2月					
3月					